

診療費 料金表

医療法人 深川病院

2026年8月1日現在

適用区分(所得区分)		自己負担限度額			食事・生活療養費 ※⑥標準負担額
		(月額)		(年間上限)	
		年3回目まで	4回目以降 ※①		
65歳未満	ア 年間所得901万円超	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円	食費 (1食)550円
	イ 年間所得600万～901万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円	
	ウ 年間所得210万～600万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円	
	エ 年間所得210万円以下	61,500円	44,400円	530,000円	
	オ 住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	290,000円	食費 (1食)270円(220円)※③
65歳～70歳未満	ア 年間所得901万円超	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円	居住費(1日)430円 食費 (1食)550円
	イ 年間所得600万～901万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円	
	ウ 年間所得210万～600万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円	
	エ 年間所得210万円以下	61,500円	44,400円	530,000円	
	オ 住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	290,000円	居住費(1日)430円 食費 (1食)270円(220円)※③
70歳以上 ※⑤	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円	居住費(1日)430円 食費 (1食)550円
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円	
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円	
	一般Ⅱ 課税所得145万円未満 一般Ⅰ	61,500円	44,400円	530,000円	
	低所得者Ⅱ ※② 住民税非課税世帯	25,700円	24,600円	290,000円	居住費(1日)430円 食費 (1食)270円(220円)※③
	低所得者Ⅰ ※② 住民税非課税世帯(所得が一定以下)	15,700円		180,000円	居住費(430円) 食費 (1食)160円(130円)※④

- ※① 過去12ヶ月間に同じ保険証で3回以上の自己負担限度額に達した場合、4回目以降はこの金額になります。
- ※② 世帯全員が住民税非課税の方は低所得者Ⅱ、世帯全員が住民税非課税かつ世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方は低所得者Ⅰとなります。
- ※③ 低所得者Ⅱの対象で、過去1年間の入院日数が91日以上の方で、厚生労働大臣が定める方(医療区分2・3)は食事療養費が減額となります。適応には申請が必要となりますのでお住まいの市町村で手続きをお願いいたします。
- ※④ 低所得者Ⅰの対象で、厚生労働大臣が定める方(医療区分2・3)は、食事療養費が減額になります。
- ※⑤ 70歳以上の現役並み所得の方において、限度額適用区分を確認できない場合は現役並みⅢの適応として処理することになりますので、事前に確認をお願いいたします。(オンライン資格確認でも可能です)。
- ※⑥ 療養病床に入院する65歳以上の方は、1日当たりの居住費430円が患者負担となります。